

## 公認会計士監査規約一部変更に関する公告

2021年3月25日

生活協同組合パルシステム山梨

代表理事 理事長 梅原 隆子

第15期第24回定例理事会(2021年3月25日開催)の決議に基づき、標記の規約が改定されましたので定款第56条第4項の規定に基づいて公告します。詳細については、下記をご参照の上、別紙の新旧対照表をご覧ください。

### 記

#### 1. 改定の経緯

今般行われた「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う消費生活協同組合法の改正(令和3年3月1日施行)により、役員等賠償責任保険などに関する二つの条項が新設されています。これに伴い、従来の条項に繰り下がりが生じていますので、これに対応するための改定を行うものです。

#### 2. 改定内容

同規約第2条第2項第1号で用いる根拠規定(消費生活協同組合法第31条の7)の条番号を変更します。

#### 3. 総代会への議案上程の省略

本来、同規約の改定は総代会へ付議すべき事項ですが、定款第56条第1項各号に定められた総代会の議決事項のうち、規約の変更に限っては、場合によって総代会への議案上程を省略できる旨の例外規定※が設けられています(同条第4項)。

今回はその規定を適用し、本理事会での決議をもって改定の決裁が完了したものといたしました。

#### ※定款第56条(総代会の議決事項)第4項

規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総代会の議決を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、総代会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法は第85条及び第86条による。

- (1) 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る)に伴う規定の整理

以上